

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定による「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業」を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うにあたって、入札条件等につき次のとおり公告します。

平成 17 年 3 月 29 日

豊橋市長 早川 勝

1. 入札に付する事項

(1)事業名 豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2)事業場所 豊橋市東七根町字宝地道地内

(3)事業概要

本事業は、資源化センターから発生する余熱を有効利用し、温水プールと温浴施設を中心とした施設（以下「本施設」という。）を設計・建設し、これを維持管理・運営するものです。

落札者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として設立し、PFI 手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して実施する手法）により、本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を行うものとします。

(4)事業期間

本契約締結日から平成 34 年 9 月 30 日まで。

(5)債務負担行為

市は、本事業契約に関して、「4,862,000 千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定しています。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)入札参加者の構成等

入札参加者は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営その他本事業に関する業務を実施することを予定する、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とします。なお、応募グループにあつては、代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとします。

応募グループで入札に参加する場合は、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書（以下「入札参加表明書等」という。）の提出時に、代表企業、構成員の名称及び本事業における担当業務（設計、建設、維持管理及び運営の別）について明記するも

のとします。

(2)入札参加者の参加資格要件（共通）

応募企業又は応募グループの構成員は、いずれも以下の要件を満たさなければなりません。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条に基づく和議開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは同法第 19 条に基づく破産の申立て及び商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていないこと。
- ③市が本事業について、余熱利用施設整備・民間資金等活用事業調査を委託している株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本業務の一部を委託している株式会社エコ・アシスト及びあさひ・狛法律事務所、並びにこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ④「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業審査委員会」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑤応募企業又は応募グループの構成員が、他の応募企業、応募グループの構成員として参加していないこと。
- ⑥入札公告日から落札者決定までの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。

*「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株主総数の 50 パーセントを超える株式を有し、又はその出資総額の 50 パーセントを超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3)業務に当たる者の参加資格要件

事業概要に示す各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たさなければなりません。なお、複数の要件を満たす者は、当該各業務に当たる者を兼ねることができません。

①設計企業

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ・平成 15 年 12 月 12 日付け公告による、平成 16・17 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築関係建設コンサルタントであること。

②建設企業

- ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
- ・平成 15 年 12 月 12 日付け公告による、平成 16・17 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が、建築一式工事であること。
- ・建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が 820 点以上であること。

③維持管理企業

- ・プール施設について 1 年以上の維持管理実績を有していること。
- ・入札参加表明書等を提出する時まで、直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

④運営企業

- ・プール施設について 1 年以上の運営実績を有していること。
- ・入札参加表明書等を提出する時まで、直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

3. 入札手続に関する事項

(1)担当部署

豊橋市環境部環境政策課
〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地
電話 0532 - 51 - 2419

(2)入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、平成 17 年 3 月 29 日（火）から 5 月 27 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）豊橋市環境部環境政策課において閲覧に供します。

なお、原則として入札説明書等の配布はしませんので、必要に応じて豊橋市ホームページ（<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/kankyo/pfi.html>）からダウンロードしてください。

(3)入札説明会の日時及び場所

①日時

平成 17 年 4 月 8 日（金）午後 1 時 30 分から

②場所

豊橋市資源化センター内会議室
（所在地：〒441-3125 豊橋市豊栄町字西 530 番地）

なお、参加申込みについては入札説明書を参照してください。

(4)入札参加表明書等の受付期間、提出先及び提出方法

①受付期間

平成 17 年 3 月 29 日（火）から 5 月 27 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を
除く。）

②提出先

豊橋市環境部環境政策課
〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地
電話 0532 - 51 - 2419

③提出方法

持参若しくは郵送してください。

④その他

郵送の場合は 5 月 27 日必着とします。また、送付に当たっては「豊橋市資源化セ
ンター余熱利用施設整備・運営事業入札関係書類在中」と朱書きの上、書留によ
り送付してください。

(5)入札日時等（入札書類の提出等）

①日時

平成 17 年 8 月 12 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

②提出場所

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市環境部環境政策課
電話 0532-51-2419

③提出方法

持参してください（郵送不可）。

④その他

入札書類の作成方法等については入札説明書を参照してください。

4. 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自
治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定
します。

5. 落札者の決定基準

入札説明書別添 4 「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業落札者決定基準」
のとおりとします。

6. その他

(1)契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除とします。

②契約保証金 本事業における建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の 10 パーセント以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとします。また、市を被保険者とする履行保証保険（付保率は本事業の建設工事費等相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額との合計額の 10 パーセント以上）を付保することをもって、契約保証金の納付に代替することが可能です。

(3)入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(4)契約の締結

落札者は本事業契約に向けての基本協定書を市と締結し速やかに SPC を設立した後、市と SPC が本事業に関する仮契約を締結します。その後、議会の議決を経た後に本契約を締結します。

(5)その他

詳細は入札説明書等を参照願います。なお、提出された書類については返却いたしません。